

# 税の申告準備はお早めに

～マスク着用、検温、手指消毒など 感染症対策にご協力を～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場の受付や申告書の提出方法を変更します。窓口での接触機会削減および国のデジタル社会の実現に向けた改革のため、市役所や各行政サービスセンターでは申告書を配布しません。※申告書などは国税庁ホームページからダウンロード可

☎ 確定申告… 柏税務署 ☎7146-2321、市・県民税の申告… 課税課 (市役所本庁舎1階)・内線401

## 税理士による無料申告相談会

日にち	場所	受付時間	整理券配布時間
2月8日(火)・9日(水)	アビスタ	9時～15時30分	8時30分～

**内容** 小規模納税者の所得税・復興特別所得税や個人消費税、年金受給者や給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告書作成

**定員** 各日先着120人

※作成済みの確定申告書の預かりはできません。税務署に直接郵送・持参してください。  
※贈与税・住宅借入金等特別控除・譲渡所得(土地・建物・株式など)の相談は行っていません。※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」が必要です。※周辺施設・店舗の駐車場の利用はご遠慮ください。

☎ 柏税務署 ☎7146-2321

## 柏税務署の申告書作成会場

(所得税・復興特別所得税、贈与税、個人消費税)

**期間** 2月1日(火)～3月15日(火)午前9時～(受付午前8時30分～午後4時)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開場(確定申告の相談・申告書の受付のみ)。※入場には入場整理券が必要です(当日配布またはLINEによる事前発行。提出のみの場合は不要)。※柏税務署の駐車場は4月中旬まで使用できません。

## 市の申告会場

**確定申告の相談は、年金収入がある方と障害者手帳をお持ちの方に限定します。**アビイホールは新型コロナワクチンの接種会場となるため、例年より開設期間が短くなっています。

日にち	場所	受付時間	定員
2月16日(火)・17日(水)	湖北地区公民館	9時～11時30分、 13時～15時	各日 120人
2月18日(木)	布佐南近隣センター ※車でのご来場はお控えください。	※内容②は16時まで	
2月21日(日)～3月4日(金) ※土・日曜日、祝日を除く	アビイホール(アビイクオーレ3階) ※駐車場は有料	9時～11時30分、 13時～16時	各日 140人

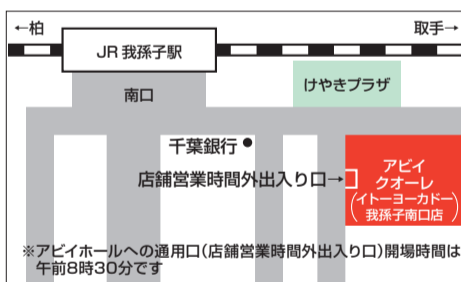
**内容** ①市・県民税の申告受付 ②作成済みの確定申告書の預かり(柏税務署へ回送) ③簡単な確定申告書の作成相談(年金収入がある方と障害者手帳をお持ちの方のみ)

※会場への電話はおやめください。  
※受付番号配布後、指定の時間帯に再度来場ください。

※ごみは各自でお持ち帰りください。

※作成済みの確定申告書は、2月16日(火)～3月15日(火)に市役所課税課窓口(アビイホール)に設置するポストでも提出できます。申告書控への取印が必要な方はお声掛けください。

※次の内容は柏税務署にご相談ください。①事業所得(営業等・農業)、不動産所得②譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権など)③上場株式等の配当所得④退職所得⑤FX取引、先物取引、上場株式等の配当と上場株式等の譲渡損失との間で損益通算など、申告分離課税の申告⑥住宅借入金等特別控除、雑損控除、政党等(公益社団法人等・認定NPO法人等)寄附金等特別控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除⑦青色申告、訂正申告、過年分の申告、平均課税の申告⑧国外居住親族の扶養、非居住者や死亡者の申告⑨相続税、贈与税、消費税の申告⑩その他、特殊な内容を含む申告



※アビイホールへの通用口(店舗営業時間外出入り口)開場時間は午前8時30分です

## 申告に必要なもの(令和3年中のもの)

収入金額が分かるもの	①源泉徴収票(給与・公的年金など)②支払調書③収支内訳書・青色申告決算書
控除金額が分かるもの	④控除証明書(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料)⑤医療費控除の明細書⑥セルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類⑦納付済確認書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)⑧障害者手帳の写し・障害者控除対象者認定書⑨寄附金の領収書
その他	⑩筆記用具・電卓⑪マイナンバーカード・番号確認書類(通知カードなど)・本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)⑫扶養親族のマイナンバーが分かるもの⑬本人名義の口座が分かるもの

※令和3年中に得た全ての収入が分かる書類が必要です。紛失した場合は支払者に再発行を依頼してください。

※年末調整済み分の控除の書類は不要です。

※国外居住親族の扶養控除などを受ける方は、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要です。書類が外国語で作成されている場合、その翻訳文も必要です。

※その他、申告内容に応じて必要な書類があります。

※①・②・④・⑨は原本が必要です。

※⑤・⑥は領収書での申告はできません。事前に令和3年分の合計金額の集計や明細書の記入をお願いします(医療費の補填金も含む)。領収書は自宅で5年間保管してください。

※⑤は医療保険者から交付された医療費通知(必要事項の記載があるもの)の添付により、明細書の記入を省略できます。⑥の適用を受ける場合、従来の医療費控除の適用は受けられません。

※⑦は1月中旬に郵送されます。公的年金から引き落とされている社会保険料は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。

※申告書にはマイナンバーの記載が必要です。提出時は、申告者本人の⑪の提示または写しの添付が必要です。各申告書を郵送で提出する場合や市の申告会場・窓口で確定申告書を提出する場合は⑪の写しを添付してください(マイナンバーカードは両面)。

※健康保険証の写しを添付する場合は、医療保険の保険者番号および被保険者等記号・番号を隠してコピーするか、コピー後黒塗りしてください。

※⑬は確定申告で還付を受ける場合のみ必要です。

## 年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です(この場合でも所得税の還付申告はできます)。なお、所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税で医療費や生命保険料などの各種控除を受けるためには、市・県民税の申告が必要です。外国で支払われる公的年金のように源泉徴収の対象とならない公的年金等がある場合、確定申告不要制度は適用されないため、確定申告が必要です。

## 確定申告は便利なe-Taxで!

マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方も、ID・パスワード方式でe-Taxを利用できます。ID・パスワードは、税務署で本人確認(運転免許証など)を行い発行します。

また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーではスマートフォンやタブレット端末でも所得税の確定申告書を作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。



## 市・県民税の申告 ～感染症拡大防止のため郵送での提出にご協力ください～

令和3年度市・県民税申告書を提出した方のうち申告が必要と思われる方に、1月21日(金)ごろに令和4年度市・県民税申告書を発送予定です。

**申告期間** 1月21日(金)～3月15日(火)

**申告場所** 課税課、市の申告会場(3月4日(金)まで) ※郵送推奨

※令和3年中に収入がなかった方などは申告の義務はありませんが、非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などの基礎資料になるため申告が必要な場合があります。

※給与所得のみの方で、給与の支払者が市に給与支払報告書を提出していない場合、市・県民税の申告が必要です。

※公的年金等に係る所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除の他に受ける控除がない場合、市・県民税の申告は不要です。

※確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。

※同封の返信用封筒に添付書類などが入りきらない場合は、封筒・切手をご用意の上郵送するか、課税課または市の申告会場の提出用ポストへ投函してください。

※収入がなかった旨の申告をする場合、控除金額の記入および控除の書類の添付は不要です。